

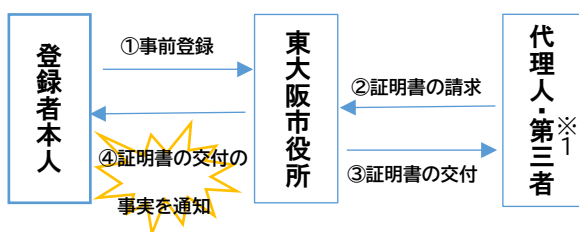
もう登録はお済ですか？

～ 本人通知制度 ～

●どんな制度？

⇒あなたの大切な個人情報が交付されたことを知ることができます！

この制度は、事前登録をした方の住民票や戸籍謄本等の証明書を第三者に交付した場合に、証明書を交付した事実をお知らせする制度です。※第三者から証明書の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付してもよいかを本人に確認したりする制度ではありません。



※1.第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請する人のことです。資格のない人に住民票などを交付することはありません。

●この制度の目的は？

住民票や戸籍謄本等の不正請求及び不正取得を抑止し、個人の権利侵害の防止を図ることを目的として、東大阪市では、平成23年9月1日から実施しています。

この制度を登録することで、委任状の偽造などにより、住民票や戸籍謄本などを不正に取得されるという犯罪を未然に防ぐことが期待できます。

●背景は？

警察官らの戸籍謄本等を不正取得したとして、プライム総合法務事務所の司法書士ら5人が逮捕された事件。
この事件で不正取得された戸籍謄本等は全国で2万件にもおよびました。

平成23年11月の戸籍謄本等の大量不正取得事件(プライム事件)の発生や、自身の個人情報を知られたくないという意識が高まっていることなどによりこの制度を導入する自治体が増えています。

⇒個人情報の交付事実を知ることが、自分を守ることに繋がります！



●登録について

登録できる人

東大阪市に住民登録や本籍のある方はどなたでも登録可能です。

必要書類

登録者の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)があればすぐに登録できます。

登録受付場所

東大阪市役所(市民課)、市内7か所の行政サービスセンター及び郵送での受付をしています。

●通知について

通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し(除票、記載事項証明書を含む。)
- ・戸籍の附票の写し(除票を含む。)
- ・戸籍謄抄本[全部または個人事項証明書](除籍、改製原戸籍、記載事項証明書を含む。)

通知する内容について

- ・交付年月日
- ・交付証明書の種別
- ・交付通数
- ・交付請求者の種別(「本人等の代理人」または「代理人以外の第三者」)

※請求者の氏名や住所等の個人情報、通知に記載されません。

以下の請求は通知対象となりません。

1. 住民票・・・同一世帯の方からの請求。
戸籍・・・同一戸籍に記載されている方、その配偶者、直系尊属もしくは直系卑属からの請求。
2. コンビニでマイナンバーカードを使って、住民票等の写しを交付した場合。
3. 国または地方公共団体からの公用請求。
4. 市長が特別な請求と認めた場合。

詳しくは

東大阪市 本人通知制度

🔍 検索

お問い合わせ先

東大阪市役所 市民室 市民課 TEL 06(4309)3164